

3. 申請案件種別（いずれかに○）
（外国出願）

<input type="radio"/>	①特許出願
<input type="radio"/>	②実用新案登録出願
<input type="radio"/>	③意匠登録出願
<input type="radio"/>	④商標登録出願

こちらの欄も忘れずに○を記入

（参考：国内出願）

<input type="radio"/>	①特許出願
<input type="radio"/>	②実用新案登録出願
<input type="radio"/>	③意匠登録出願
<input type="radio"/>	④商標登録出願

4. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

<input type="radio"/>	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input checked="" type="radio"/>	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
<input type="radio"/>	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
<input type="radio"/>	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="radio"/>	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

日本国出願番号	特願○○○○-○○○○○○	出願日	○○○○年○月○日
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ	PCT/JPO○○○○/○○○○○○	出願日	○○○○年○月○日
ハーグ協定に基づく 国際登録番号		国際登録日	
出願人	○○株式会社		
登録番号	第○○○○○○○○号	登録日	○○○○年○月○日
権利者	○○株式会社		
発明・商標等の名称	○○装置	登録済のものは記入	
発明・商標等の内容	○○装置とは○○を○○処理するために用いられるものであって、A要素とB要素とC要素を備えている。さらに本発明に係る○○装置ではD1要素を備えている。これにより○○処理にかかる時間を短縮できる。		

- ※「4.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。
- ※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。
- ※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。
- ※PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。
- ※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。
- ※「4.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合（外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合）には、「5.」

の記入は不要です。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

6. 外国特許庁への共同出願の有無

有	<input checked="" type="radio"/>	無	<input type="radio"/>
---	----------------------------------	---	-----------------------

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合
〇〇株式会社	50%	50%
〇〇大学	50%	50%

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	〇〇装置
発明・商標等の内容	〇〇装置とは〇〇を〇〇処理するために用いられるものであって、A要素とB要素とC要素を備えている。さらに本発明に係る〇〇装置ではD1要素を備えている。これにより〇〇処理にかかる時間を短縮できる。
出願人	〇〇株式会社
発明者等	〇〇株式会社
出願（予定）国	中国、米国、欧州
出願スケジュール	中国：2018年10月中旬 米国、欧州：2018年11月末
審査請求スケジュール (審査請求制度があるもののみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 出願と同時（同日）（注1）に行う <input type="checkbox"/> 移行国の期限内に行う <input type="checkbox"/> 日本の審査を待ち、審査請求を行う <input type="checkbox"/> その他（ ）
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入	

採択結果受領後に設定してください

特許の審査請求は出願と同日に行った場合のみ助成対象

米国特許は審査請求の制度がないためチェックは不要

本補助金では、採択後、申請内容を変更する出願はできません。
 基礎出願の権利範囲の一部を変更して国内移行する場合は必ず記入のこと。
 申請可能な変更については「申請者（中小企業等）向 Q&A」Q24 参照

いずれかをチェック

※「出願人」及び「発明者等」の欄は全ての出願人や全ての発明者等を明記してください。

※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下のような場合を想定しています。

- ・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合
- ・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願する場合
- ・種別を変更して外国出願する場合（実用新案権を特許権に変更して出願）

※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。

※「4.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

(注1) 同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

8. 間接補助金交付申請額

1,452,000 円

「間接補助交付金額」と
(内訳)「間接補助申請額」は
①同額 (=イコール)
②税抜き金額・助成対象経費の 1/2、
③千円未満切捨て

(内訳)

(単位：円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
中国	50,558	230,000	200,000	500,000	980,558
米国	165,905	100,000	200,000	600,000	1,065,905
欧州	439,452	220,000	200,000	0	2,046,463
外国出願経費合計	655,915	550,000	600,000	1,100,000	2,905,915
助成対象経費	655,915	550,000	600,000	1,100,000	2,905,915
持ち分に応じた対象経費					2,905,915
間接補助金申請額					1,452,000

* 共同出願の場合には、助成対象経費の合計に持分比率をかけた金額を記入する。
例：持分比率が 50% の場合：
まず 2,905,915 の 50% = 1,452,958 と計上し、間接補助金申請額は、更にその 1/2 の 726,000 (千円未満切捨) となる

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

重要ポイント！
目安として **300 字以上** は記入してください。

9. 外国特許庁への出願の動機・目的

- ・ 権利取得について、以下①～②の項目についてなるべく具体的に記入してください。
 - ・ 内容が出願予定国ごとに異なる場合は、国ごとに記入してください。
- ①権利取得の動機
②事業の目的 (模倣品対策、技術保護だけではなく出願予定国において事業を行う目的)

<文例> *注意：下記は①～②に対応して記載した 1 例です。必ずしも同様に記載する必要はありません。

弊社は〇〇処理する〇〇装置を日本で製造し、全世界で販売している。

①一般に〇〇処理には長時間を要することが課題であるが、今回D1要素を付加することで、〇〇処理の効率化を実現した。この発明に係る特許を取得することにより模倣品の製造・販売を防止し、弊社の〇〇装置の市場占有率を大幅に拡大できると考えている。

- 中国
②特許取得による技術的優位性をアピールし、同国における販路拡大を図ることを目的とする。特に・・・
- 米国
②2020 年度中には日本から現地生産法人への製造移管を予定しており、同国での模倣品製造を防止し、販売機会ロスの撲滅・削減を図ることを目的とする。また・・・
- 欧州・・・

重要ポイント！
目安として300字以上は記入
してください

10. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

- ・ 事業展開計画について以下①～⑤の項目について、なるべく具体的に記載してください
- ・ 内容が出願予定国ごとに異なる場合は、国ごとに記載してください
 - ①市場ニーズ・市場規模
 - ②事業面の強み（販売・製造・調達・人材・人脈・設備・品質・コスト等）
 - ③海外展開形態（製品輸出・現地法人での生産・現地企業によるライセンス生産等）
 - ④事業展開計画（推進体制、推進スケジュールを含む）
現在のどの程度まで計画が進んでいるか進捗がわかるように記載してください
 - ⑤予想される売上高・利益額
- ・ 現地での販売実績等、事業展開計画を裏付ける資料がある場合は、別途添付してください。
- ・ ガントチャート等事業展開計画の詳細を示す資料がある場合は別途添付可能です
- ・ 投資機関等第三者の事業評価書がある場合は、その写しを別途添付可能です
- ・ ジェトロが実施する海外展開支援を受けている場合は、その旨を記載してください

<文例> *注意: 上記は①～⑤に対応して記載した1例です。必ずしも同様に記載する必要はありません。

■ 中国

- ①同国には当装置を必要とする〇〇関連企業が幾つかあり、約〇億円という大きな市場である
- ②同国の〇〇社とは10年前から代理店契約を結んでおり、いくつかの現地顧客を有している。また、顧客からの品質評価も非常に高い。
- ③2018年〇月～〇月にかけて営業担当が既存顧客A社及び新規顧客候補B社を訪問し、商談を行う予定である。また同年〇月に〇〇で行われる世界最大規模の〇〇展への出展に向けて、社長直轄のプロジェクトチームを編成して準備をすすめている。
出展後は代理店〇〇社と連携しながらフォローを行い、新規顧客の獲得へと繋げる予定。
- ⑤弊社の同国でのシェアは現在約〇%であるが、当該特許に基づく新機能付加の効果により市場優位性が増し、〇%位まで拡大可能と考えている。売上高は〇〇億円、営業利益は〇〇億円を見込んでいる。また、・・・

■ 米国

- ①同国は当装置のニーズがここ5年くらいの間に高まってきた。
- ②③同国労働力を活用し、2020年には〇〇装置の現地生産を計画している。これにより低コスト生産体制が構築でき、品質面だけでなく価格面でも競合他社に対して有利に展開できると考えている
- ④2018年春に現地法人設立の概略計画及びその検証は完了した。現在、生産担当の〇〇専務を責任者として、実施計画を作成中である。2019年〇月までの許認可取得・工場建設着手により、2020年度中の生産開始に間に合わせる予定である
- ⑤現地生産法人での売上高は〇〇億円、営業利益は〇〇億円を見込んでいる。また、・・・

■ 欧州

.....

11. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

- ・製品の用途・使用方法等を記入してください。
- ・出願する技術・意匠等が製品のどの部分に活かされているかを記入してください。
- ・製品のパンフレット等がある場合は、別途添付してください。

<文例>

本製品は、〇〇の技術において、〇〇する際に使用される。利便性向上の観点から、〇〇処理が速やかに行われることが好ましく、本発明の〇〇装置によれば、〇〇部分にD1要素を付加することで利便性の向上が図られる。 また・・・さらに・・・

重要ポイント！
目安として **300 字以上**は記入してください。

12. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

■調査条件 <必須項目>

①調査データベース ② 調査種類 ③ 調査対象範囲 ④ 検索式⑤ 調査実施者（調査経験年数又は調査担当件数）を記入してください。

■調査結果

- ・国際調査報告書が既に作成されている場合には同報告書の写しを添付してください。
- ・調査会社による調査報告書がある場合には同報告書の写しを添付してください。
- ・物件として、先行技術を示す公報等を添付する場合、該当する場所（段落等）にマーカー等で印をつけるか、該当箇所を記入してください。

<文例>

調査条件

- ①調査データベース：特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)
②調査種類：公開特許公報、特許公報、公開実用新案公報、実用新案公報
③調査対象範囲：1900年〇月〇日～2000年〇月〇日
④検索式：キーワード（例えば「〇〇装置」、「A要素」、「B要素」、・・・）やIPC分類、調査件数（スクリーニング件数）等
⑤調査実施者：弁理士 〇〇〇〇（調査経験12年）

調査結果

文献1：特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報 文献2：特開平〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
文献3：特開〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報

以下についても、可能な範囲でご記入ください。

■調査結果の中で近い、また、類似と思われる特許・実用新案公報等の概要について段落番号や図番を明示して記載してください。なお、調査結果によっては、一般的な従来技術を示すものとなっても構いません。

■新規性等について、先行技術、先行意匠との相違点を詳しく記載してください

文献1の要旨：

文献1には、・・・「A要素」、「B要素」及び「C要素」からなる〇〇装置が記載されている（段落[0012]～[0021]、図1及び図2参照）。

また、文献1には、・・・

文献2の要旨：

文献2には、「D2要素」を有する××装置が記載されている（段落[0024]及び図4参照）。また、文献2には、・・・

文献3の要旨：

文献3には、・・・「D2'要素」を有する××装置が記載されている（段落[0040]及び図7参照）。

また、文献3には、・・・

相違点：

文献1には、本発明の前提構成が記載されているが、「D1要素」が記載されていない点が相違する。文献2及び文献3には、それぞれ「D2要素」、「D2'要素」が記載されているが、本発明には「D1要素」が記載されている点が相違する。「D1要素」と「D2要素」、

「D2'要素」とでは機能は共通するが、〇〇部分の形状が異なっている。また、・・・さらに、・・・

補正：

ISRにおいて進歩性を有していないと指摘された請求項4～5については、移行時に削除する予定。

移行時に補正を行う予定の場合はその補正内容を明記してください。

13. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

- ・ 権利の種類、取得した国名、取得日を記載してください（特に申請内容に関連する技術の権利は必須）
- ・ 多数ある場合、主要な権利5件程度でかまいません

<例>

取得国又は出願国	権利の種類	名称	登録/出願番号	取得/出願日
日本	特許	〇〇装置	特許第〇〇〇〇〇〇号	2015/07/01
日本	特許	〇〇方法	特許第〇〇〇〇〇〇号	2015/07/01
タイ	商標	〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2012/07/01
ベトナム	商標	〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2010/11/10
日本	商標	〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2010/01/20

他〇〇件（国内〇件、海外〇件）

14. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）

※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

事務所名： 〇〇特許事務所

所在地： 〒〇〇〇-〇〇〇 東京都〇〇区〇〇・・・・・・・・

代表者： 〇〇 〇〇

担当弁理士： 〇〇 〇〇

連絡先： （電話番号）03-×××-××××

（メール）××××@××.××.jp

電話番号・メールアドレスも必ずご記入ください。

（選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり）

15. 間接補助事業に関する公表の可否（いずれかに○）

可	<input type="radio"/>	不可	<input type="radio"/>
不可を選択した場合にはその理由			

※交付の決定を受けた場合、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について、補助事業者が運営するホームページ等で公表されます。また、経済産業省の判断により、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があります。

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>
---	-----------------------	---	-----------------------

ジェットロ以外の機関をご利用の場合のみ記入

（有の場合のその内容）

補助事業者名 （自治体等）	（公財）東京都中小企業振興公社
対象となる案件の 出願番号	特願○○○○-○○○○○○（ジェットロ申請とは別案件）
出願国	韓国
助成制度の内容	外国特許出願費用助成事業（平成30年度）

すべての項目を確認し、チェックを入れてください

17. 確認事項（□にチェック）

- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第1条に定める事項（様式第3による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第2条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならない場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条（4）及び第2条に定める事項（補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）、採択案件の査定状況報告書の提出に対する協力）について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条（5）に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。
- 添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。

実際にジェットロとやり取りできる
担当者を記入してください

部署名、役職名も忘れずに

18. 担当者及び連絡先

担当者（職名及び氏名）	知的財産課 課長 知財 太郎
電話番号	03-○○○○-○○○○
メールアドレス	taro_chizai@co.jp

採択通知等の重要な連絡を送りますので、
連絡が取れるアドレスを記入してください。